東京都立両国高等学校・附属中学校いじめ防止基本方針

令和７年４月１日
校　長　決　定

１　いじめ問題への基本的な考え方

（１）　いじめは重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。

（２）　いじめはどの学校にでも起こりうることを認識し、教職員一同が未然防止、早期発見 に取り組む。

（３）　教員の指導力の向上と組織的対応を図り、いじめ問題に適切に対処する。

（４）　保護者・地域・関係機関との連携を図り、総合的ないじめ防止に取り組む。

２　学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、東京都いじめ防止対策推進条例第三条の基本理念及び東京都いじめ防止対策推進基本方針に則り、在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるなど、いじめを把握した時は、適切かつ迅速に対処する。

３　いじめ防止等のための組織

（１）学校いじめ対策委員会

ア　設置の目的

学校いじめ対策委員会は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために本組織を設置する。

イ　所掌事項

〇学校いじめ防止基本方針の策定
〇いじめに関する校内研修の実施
〇学校評価による検証と基本方針の見直し
〇生徒に対する「いじめ実態調査」の実施
〇いじめの未然防止
〇いじめを把握した時の迅速かつ組織的な対応策の検討・実施
〇いじめ防止のための保護者・地域への啓発活動の推進と関係機関との連携

ウ　会議

定例会議として、年間３回（７月、１２月、２月）の会議を実施する。
校長は、必要に応じて臨時会議を招集することができる。

エ　委員構成

校長、副校長（中高）、指導部主任（中高）、指導部保健担当、養護教諭（中高）、各学年生活指導担当（中高）、スクールカウンセラー（中高）、その他校長が必要と認める者

（２）学校サポートチーム

ア　設置の目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、 家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。また、学校が重大事態に当たるいじめを把握した時には、さまざまな専門家から解決に向けた意見聴取や協力を求め、いじめ問題に対し、充実した対応を図る。

イ　所掌事項

〇学校いじめ対策委員会への助言・支援

〇生徒及び保護者への専門的な指導・支援

ウ　会議

定例会議として、年間２回（７、１２月）の会議を実施する。

校長は、必要に応じて臨時会議を招集することができる。

エ　委員構成

校長、副校長（中高）、指導部主任（中高）、その他校長が必要と認める者

４　段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止のための取組

ア「東京都教育委員会いじめ総合対策」を活用した生徒指導(７月、１２月、２月)

イ　道徳教育及び人権教育の充実による、いじめに向かわない態度・能力の育成

ウ　教員と生徒と信頼関係の構築と生徒理解に基づく生徒指導

エ　教職員のいじめに対する資質向上のために、校内研修等を充実する。

オ　スクールカウンセラーによる１年次生全員面接の計画・実施

（２）早期発見のための取組

ア　年３回の「いじめ実態調査」を実施

イ　スクールカウンセラーによる新入生（中高）に対する全員面接の実施

ウ　学級担任による定期的な個人面談の毎学期実施

エ　年２回の「ふれあい月間」取組による生徒状況把握

オ　都教委の学校非公式サイト監視と連携し、ネット監視とネット上のいじめ把握

（３）早期対応のための取組

ア　校長は、いじめを把握した時点で、学校いじめ対策委員会を臨時招集し、指導方

針や対応策を策定

イ　同委員会の指示による教職員間での情報共有と教職員の役割分担の明確化

ウ　被害生徒や加害生徒、報告した生徒や傍観している生徒などに対して、複数教員による迅速かつ丁寧な聴き取りによる事実関係の把握

エ　被害生徒や報告した生徒の安全確保、及びスクールカウンセラーを活用した心理的なケアの実施

オ　加害生徒の特定及び傍観している生徒への指導及びケアを実施

（４）重大事態への対応

ア　被害生徒の安全確保と精神的ケアを最優先にした組織的な指導体制の構築と適切な対処

イ　学校サポートチームを臨時招集し、助言・協力を求めるとともに、必要に応じて警察へ相談・通報

ウ　必要に応じて「いじめ対策緊急保護者会」を開催するなど、保護者の学校に対する理解と協力の要請

エ　重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施し、東京都教育委員会との協力と連携

オ　重大事態発生について、東京都教育委員会又は都知事へ報告

５　教職員研修計画

（１）　第１回「いじめ問題の見方・考え方」（年度当初）

（２）　第２回「スクールカウンセラーとの連携」（７月）

（３）　第３回「生徒との効果的な面談の実施」（１１月）

６　保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

（１）　保護者会における「学校いじめ防止基本方針」の説明

（２）　被害生徒および加害生徒の保護者に対するスクールカウンセラーによるケアの実施

７　地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

（１）　学校運営連絡協議会での警察との情報交換

（２）　地域からの通報への丁寧な対応

８　学校評価及び基本方針改善のための計画

（１）　学校評価アンケート内において、いじめ防止等の取組評価の実施

（２）　学校評価分析結果に基づく、学校いじめ対策委員会による基本方針の改善

（３）　学校経営計画への反映